

平成31年度 社会福祉法人和順会 役員名簿

1. 評 議 員

柿野 忠嗣
城戸麻三子
平原 照代
尾崎 環

3. 理 事

田淵千恵
鍵山俊一
有本利兵衛
家原正俊
小宮太一
瀬戸浩太郎

4. 監 事

中原靖夫
有吉隆則

社会福祉法人 和順会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規定において次の各号に挙げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人和順会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議委員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年6月12日(評議委員会の議決日)から施行する。